製品安全課へのお問合せの受付方法について

令和５年３月７日

経済産業省産業保安グループ製品安全課

製品安全課への各種お問合せの受付方法について、下記のとおりお知らせ致します。

記

１．製品安全課へのお問合せ・御相談について

内容の種別に応じて、以下までお寄せください。

〈お問合せ受付メールアドレス・電話番号〉

お問合せの内容	メールアドレス	電話番号
・電気用品安全法に関すること	bzl-meti-psd@meti.go.jp	03 - 3501 - 1705
・消費生活用製品安全法(石油機器以外)に関すること ・家庭用品品質表示法に関すること	bzl-psc@meti.go.jp	03 - 3501 - 1713
・ガス事業法(ガス機器)に関すること ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス器具等)に関すること ・消費生活用製品安全法(石油機器)に関すること	bzl-psd-gas@meti.go.jp	03 - 3501 - 1713
・リコールに関すること ・長期使用製品安全点検制度に関すること ・製品事故に関すること	bzl-seihin-anzen@meti.go.jp	03 - 3501 - 1707
・その他製品安全に関すること	bzl-meti-ps-website@meti.go.jp	03 - 3501 - 4707

- メール本文に返信先を明記ください。
- お問合せの内容によっては返答に数日要する場合がございます。
- 電話受付時間：平日（行政機関の休日を除く）の 9 時 30 分～17 時（12 時～13 時を除く）
- お問合せの内容ごとにメールアドレス・電話番号が異なります。上表をよくお確かめのうえ、おかけ間違えのないようにお願い致します。

２．製品安全４法の届出について

- 製品安全４法の届出について、執務室での受領は行っておりません。「電子届出(保安ネット)」若しくは「紙届出（郵送）」のいずれかとなります。
- なお、製造・輸入事業の開始届出、届出事項変更届出、事業廃止届出、登録商標表示届出は、インターネット上で届出が可能な「保安ネット」の活用を推奨しています。
- 保安ネットについては、以下のページを御参照ください。
  保安ネットとは：https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html
- 紙届出（郵送）を行う場合は、特定記録又は簡易書留等、配達記録が残る形での発送に御協力をお願いします。

３．製品安全４法の届出についてのお問合せ・御相談について

製品安全４法の届出受付等に関する対面でのお問合せ・御相談の受付は原則行いません。
以下のとおり、管轄の経済産業局、又は本省製品安全課にお問合せください。

経済産業省本省産業保安グループ製品安全課	１．の＜お問合せ受付メールアドレス・電話番号＞を御参照ください。
北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室	011-709-1792
東北経済産業局産業部消費経済課製品安全室	022-221-4918
関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室	048-600-0409
中部経済産業局産業部消費経済課製品安全室	052-951-0576
近畿経済産業局産業部消費経済課製品安全室	06-6966-6098
中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	082-224-5671
四国経済産業局産業部消費経済課製品安全室	087-811-8526
九州経済産業局産業部消費経済課製品安全室	092-482-5523
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	098-866-1731

※電話受付時間：平日（行政機関の休日を除く）の 9 時 30 分～17 時（12 時～13 時を除く）

以上